

30 監査公表第 6 号

地方自治法第199条第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 30 年 5 月 17 日

福岡市監査委員	打	越	基	安
同	山	口	剛	司
同	谷	山		昭
同	篠	原		俊

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第 2 項の規定により行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

平成28年度・同29年度行政監査の結果について

目 次

【監査結果報告】

第1	監査のテーマ	1
第2	テーマの選定理由	1
第3	監査対象（所管局等）	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の主な着眼点	1
第6	監査の方法	1
第7	債権の分類及び管理	2
1	債権の分類	2
(1)	債権の発生原因の違いによる分類	2
ア	公法上の債権	2
イ	私法上の債権	2
(2)	滞納処分の可否による分類	2
ア	強制徴収債権	2
イ	非強制徴収債権	2
2	債権の管理	3
第8	不納欠損額及び収入未済額の状況	4
1	一般会計及び特別会計の税外収入	4
(1)	不納欠損額	4
(2)	収入未済額	5
2	企業会計	6
(1)	不納欠損額	6
(参考)	未収金額	6
第9	監査の結果	7
1	調査票調査	7
(1)	調査票調査の対象課及び債権	7
ア	強制徴収債権	7

イ	非強制徴収債権	8
(2)	調査票調査の結果	9
ア	債権管理台帳の作成状況	9
イ	督促手続の実施状況	10
ウ	催告の実施状況	11
エ	延滞金、遅延損害金の徴収状況	12
オ	財産調査等の実施状況	13
カ	滞納処分、強制執行の実施状況	14
キ	条例による債権放棄の状況	15
ク	不納欠損の実施状況	16
ケ	マニュアルの作成状況	17
コ	職員研修の実施状況	18
サ	民間委託の実施状況	19
2	実地調査	20
(1)	実地調査の対象課及び債権	20
(2)	実地調査の結果	21
ア	債権管理台帳の作成状況	21
イ	督促手続の実施状況	21
ウ	催告の実施状況	22
エ	延滞金、遅延損害金の徴収状況	22
オ	財産調査等の実施状況	22
カ	滞納処分、強制執行の実施状況	22
キ	条例による債権放棄の状況	22
ク	不納欠損の実施状況	22
ケ	マニュアルの作成状況	23
コ	職員研修の実施状況	23
サ	民間委託の実施状況	23
シ	収納率向上の取組み	23
	【監査委員の意見】	24
	・参考資料 28年度・29年度行政監査実査対象課及び対象債権	26

【監査結果報告】

第1 監査のテーマ

債権管理事務の執行状況について

第2 テーマの選定理由

債権については、地方自治法(以下「自治法」という。)第237条第1項において、公有財産、物品及び基金とともに「財産」として位置づけられ、同法第240条第2項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。

市が有する債権(金銭の給付を目的とする市の権利をいう。以下同じ。)を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要なものである。本市においては、全庁的な債権管理の適正化を図るため、平成26年2月に「債権管理マニュアル」が策定され、また、同年4月から「福岡市債権管理条例」が策定・施行されており、それから2年が経過している。

そこで、この債権管理マニュアル等に基づき、市の債権の管理(市税に係るものを除く。)に関する事務が適正に執行されているかなどについて全庁的なチェックを行うことに加え、経済性、効率性、有効性の観点から行政監査を実施するもの。

第3 監査対象(所管局等)

- ・ 税外債権を有し、管理する所属(全局区)
- ・ 財政局財産有効活用部財産活用課

第4 監査の期間

平成28年5月から平成30年3月まで

第5 監査の主な着眼点

- 1 歳入に係る調定の手続及び納入の通知は適正に行われているか。
- 2 履行期限までに納付されない場合に、滞納者に対する督促並びにその後の催告及び財産調査等は適時かつ適正に行われているか。
- 3 滞納者に対する滞納処分等の手続は適時かつ適正に行われているか。
- 4 債権管理条例に基づく債権放棄は適時かつ適正に行われているか。
- 5 不納欠損処分は適時かつ適正に行われているか。
- 6 収入未済の解消、収納率の向上に向けた適切な対策が行われているか。

第6 監査の方法

債権管理事務の執行状況に関する実態調査を行い、税外債権を管理する各所管課の現況を把握した上で、担当職員への聞き取り調査を実施するとともに、調査結果に基づき必要なものについて実地調査を行う。

第7 債権の分類及び管理

債権の分類は以下のとおりであり，履行期限までに納付されない場合，債権を有する所管課は，債権を適正に管理するため債権管理条例等に基づき債権管理台帳を整備するとともに，債権の分類に応じて督促等の手続を行う必要がある。

1 債権の分類

(1) 債権の発生原因の違いによる分類

ア 公法上の債権

市の債権(金銭の給付を目的とする市の権利をいう。)のうち，自治法第231条の3第1項に規定する「分担金，使用料，加入金，手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」に係る債権で，法令の規定に基づく賦課決定等の公法上の原因により発生するもの

イ 私法上の債権

市の債権のうち，上記の公法上の債権に該当しないもので，契約等の私法上の原因により発生するもの

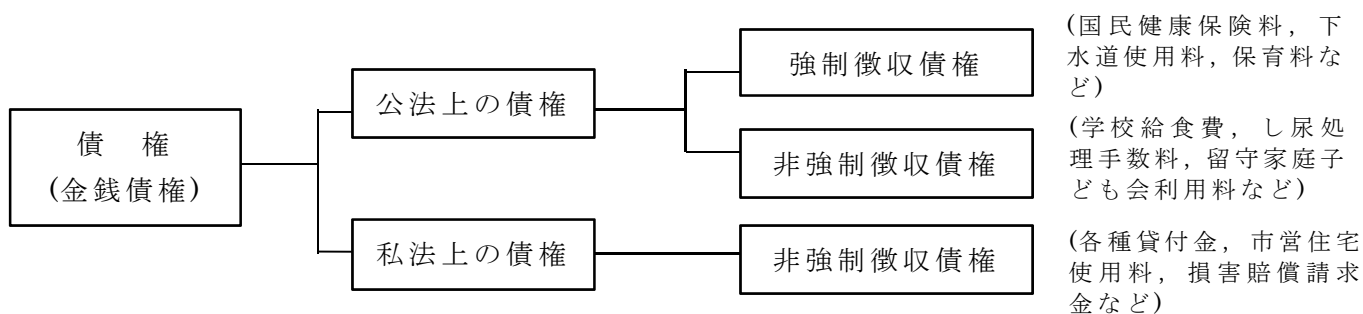
(2) 滞納処分の可否による分類

ア 強制徴収債権

市の債権のうち，地方税法の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの(債権の回収に当たって，裁判所の関与を必要とせず，自治体限りで差押え，換価，配当が可能なもの)

イ 非強制徴収債権

市の債権のうち，強制徴収債権以外のもの(債権の回収にあたって，裁判所の強制執行により行うもの)

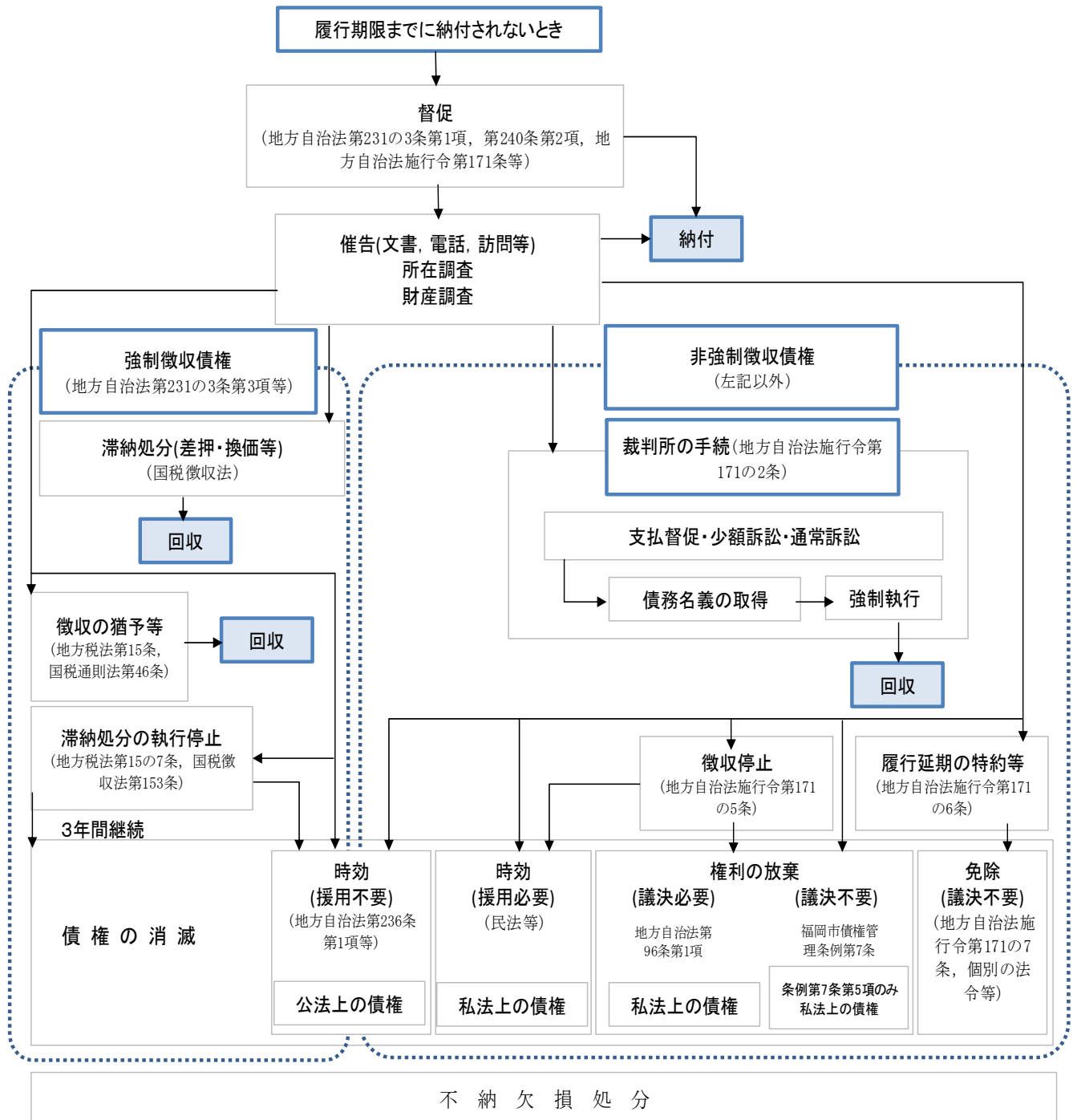


2 債権の管理

特に非強制徴収債権については、適用法令が複雑であることから、債権管理に係る専門的知識やノウハウを蓄積・共有し、全庁統一的な債権管理を図るため、「債権管理マニュアル」が策定された。

債権管理のフローは以下のとおりである。

〔債権管理のフロー〕



第8 不納欠損額及び収入未済額の状況

1 一般会計及び特別会計の税外収入

(1) 不納欠損額

一般会計及び特別会計の市税を除いた税外収入に係る不納欠損額は、平成28年度決算で22億4,705万円(調定額に対する割合0.2%)となっており、過去2か年に比べ減少している。

※ 不納欠損額

すでに調定された歳入で徴収できないと認定された金額。消滅時効の完成、債権放棄、免除等によって債権が消滅した場合に、未収債権の額から消滅した債権の額を除去するため決算上の処理を行うことになる。

不納欠損額

(単位 千円, %)

区 分	28年度		27年度		26年度		
	不納欠損額	調定額に対する割合	不納欠損額	調定額に対する割合	不納欠損額	調定額に対する割合	
一般会計	市 税	851,987	0.3	867,528	0.3	1,077,003	0.4
	税 外 収 入	236,899	0.0	179,147	0.0	197,042	0.0
	諸 収 入	159,389	0.1	116,895	0.1	91,961	0.1
	分担金及び負担金	48,456	0.3	38,982	0.3	73,135	0.5
	使用料及び手数料	29,055	0.1	23,270	0.1	31,946	0.1
	小 計 (対前年度比率)	1,088,887 (104.0)	0.1	1,046,675 (82.2)	0.1	1,274,046 (84.1)	0.2
特別会計	後期高齢者医療	74,597	0.4	65,203	0.4	69,034	0.4
	国民健康保険事業	1,625,883	0.9	2,056,543	1.2	1,997,235	1.3
	介護保険事業	286,994	0.3	277,122	0.3	255,424	0.3
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	22,480	0.6	79,460	2.0	-	-
	集落排水事業	196	0.0	480	0.1	462	0.1
	宮崎土地区画整理 事業	-	-	-	-	26	0.0
	小 計 (対前年度比率)	2,010,150 (81.1)	0.2	2,478,808 (106.7)	0.3	2,322,181 (87.6)	0.3
合 計 (対前年度比率)	3,099,037 (87.9)	0.2	3,525,483 (98.0)	0.2	3,596,227 (86.3)	0.2	
一般会計(税外収入)及び 特別会計の合計 (対前年度比率)	2,247,050 (84.5)	0.2	2,657,955 (105.5)	0.2	2,519,224 (88.2)	0.2	

(2) 収入未済額

一般会計及び特別会計の市税を除いた税外収入に係る収入未済額は、平成28年度決算で144億228万円(調定額に対する割合1.1%)となっており、過去2か年に比べ減少している。

※ 収入未済額

調定された歳入から収入済額及び不納欠損額を除いた金額。当該年度の歳入として調定されたが、当該年度の出納閉鎖期日(翌年5月末日)までに納入されなかったものをいう。

収入未済額

(単位 千円, %)

区 分	28年度		27年度		26年度		
	収入未済額	調定額に対する割合	収入未済額	調定額に対する割合	収入未済額	調定額に対する割合	
一般会計	市 税	4,285,076	1.5	5,113,639	1.8	5,831,208	2.0
	税 外 収 入	4,219,446	0.8	3,976,497	0.8	3,833,642	0.8
	諸 収 入	3,132,511	2.6	2,860,441	2.2	2,733,351	1.9
	分担金及び負担金	941,726	6.4	944,568	6.6	897,573	6.6
	使用料及び手数料	111,150	0.5	137,373	0.6	165,415	0.7
	財 産 収 入	34,059	0.4	34,115	1.6	37,303	1.8
	小 計 (対前年度比率)	8,504,522 (93.6)	1.1	9,090,136 (94.1)	1.1	9,664,849 (93.1)	1.2
特別会計	後期高齢者医療	266,440	1.6	269,943	1.6	285,585	1.7
	国民健康保険事業	6,463,167	3.6	7,237,424	4.1	8,414,214	5.4
	介護保険事業	756,889	0.8	751,650	0.8	731,379	0.8
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	2,671,007	67.8	2,712,091	67.3	2,800,051	69.7
	集落排水事業	7,801	1.5	8,095	1.7	8,826	2.0
	中央卸売市場	17,187	0.2	17,475	0.1	17,528	0.1
	宮崎土地区画整理 事業	-	-	-	-	560	0.0
	香椎駅周辺土地 区画整理事業	-	-	11	0.0	-	-
	財 産 区	349	0.2	-	-	-	-
	小 計 (対前年度比率)	10,182,840 (92.6)	1.3	10,996,688 (89.7)	1.3	12,258,143 (96.7)	1.3
合 計 (対前年度比率)	18,687,363 (93.0)	1.2	20,086,824 (91.6)	1.2	21,922,993 (95.1)	1.3	
一般会計(税外収入)及び 特別会計の合計 (対前年度比率)	14,402,286 (96.2)	1.1	14,973,185 (93.0)	1.1	16,091,785 (100.3)	1.1	

(注) 平成 27 年度に生じた特別会計の市営競艇事業の収入未済額(6,623,931 千円)については、平成 28 年度から企業会計に移行するにあたり、出納閉鎖期日を設けない打切決算による会計処理上のものであるため、計上していない。

2 企業会計

(1) 不納欠損額

不納欠損額

(単位 千円, %)

区 分	28 年 度		27 年 度		26 年 度	
	不納欠損額	調定額に 対する割合	不納欠損額	調定額に 対する割合	不納欠損額	調定額に 対する割合
モーターボート競走事業	-	-	-	-	-	-
下 水 道 事 業	43,370	0.1	100,271	0.2	29,126	0.1
水 道 事 業	21,447	0.1	33,534	0.1	32,453	0.1
工 業 用 水 道 事 業	-	-	-	-	-	-
高 速 鉄 道 事 業	-	-	-	-	-	-
計	64,817	0.1	133,805	0.2	61,578	0.1
(対前年度比率)	(48.4)		(217.3)		(118.4)	

(注) 「調定額に対する割合」は営業収益にかかる調定額に基づき算出している。

<参考> 未収金額

企業会計には、一般会計・特別会計のような出納閉鎖期日がないため、決算に収入未済額はない。

企業会計の未収金額には、年度末現在の未収債権額がすべて計上されており、一般会計・特別会計であれば出納閉鎖期日までに収納されるべきものも含まれている。

企業会計の決算関連資料によると、平成 28 年度末の未収金のうち平成 29 年 8 月末現在に残額のある会計としては、下水道事業 16,562 万円、水道事業 6,346 万円、工業用水道事業 557 万円、高速鉄道事業 255 万円となっている。

未 収 金 額

(単位 千円, %)

区 分	28 年 度	27 年 度	26 年 度
モーターボート競走事業	897,288	-	-
下 水 道 事 業	4,305,307	4,213,586	4,208,057
水 道 事 業	3,125,503	3,204,577	3,287,915
工 業 用 水 道 事 業	23,726	19,310	18,735
高 速 鉄 道 事 業	4,039,802	1,309,559	681,400
計	12,391,625	8,747,032	8,196,106
(対前年度比率)	(141.7)	(106.7)	(93.0)

第9 監査の結果

1 調査票調査

平成28年10月に29局区等に対して債権管理事務に係る調査票による調査を実施した結果、市の債権のうち市税に係るものを除いた税外債権を管理する所属があるのは22局区等で、税外債権の数は728債権(債権数は債権の種別数をいう。以下同じ。)となっている。

(1) 調査票調査の対象課及び債権

728の税外債権のうち平成23年度から平成27年度までに収入未済があったものは、市長室を除く21局区等の97課で管理する247債権となっており、247債権に係る調査票調査の結果を以下の(2)にまとめている。

ア 強制徴収債権

728の税外債権のうち強制徴収債権は115債権であるが、平成23年度から平成27年度までに収入未済があったものは、14局区等の30課(うち22課は非強制徴収債権も管理)で管理する57債権となっている。

局区	所管課数	債権数(種別)	債権の名称
こども未来局	2	3	保育料など
保健福祉局	2	2	介護給付費返還金など
環境局	1	1	行政代執行費用
農林水産局	1	3	漁港施設使用料など
住宅都市局	1	2	筥崎土地区画整理事業清算金など
道路下水道局	2	4	下水道使用料, 下水道受益者負担金など
港湾空港局	1	1	港湾施設補償金
東区	2	3	介護保険料, 後期高齢者医療保険料, 国民健康保険料, 道路占用料など
博多区	3	7	
中央区	3	5	
南区	2	5	
城南区	3	6	
早良区	3	6	
西区	4	9	
合計	30 課	57 債権	

イ 非強制徴収債権

728 の税外債権のうち非強制徴収債権は 613 債権であるが、平成 23 年度から平成 27 年度までに収入未済があったものは、20 局区等の 89 課（うち 22 課は強制徴収債権も管理）で管理する 190 債権で、その内訳は公法上の債権が 101 債権、私法上の債権が 89 債権となっている。

局区	所管課数	債権数 (種別)	内 訳		債権の名称
			公法上	私法上	
総務企画局	2	2	1	1	給与等返納金、電子計算事務受託事業収入
財政局	4	4	1	3	土地使用損害金、器物損壊に係る弁償金など
市民局	4	8	6	2	地区体育施設使用料、若年者専修学校等技能習得資金貸付金など
こども未来局	3	5	2	3	留守家庭子ども会利用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金など
保健福祉局	8	17	6	11	生活保護返還金・徴収金、災害援護資金貸付金など
環境局	6	7	6	1	し尿処理手数料、ごみ処理手数料など
経済観光文化局	3	5	3	2	創業者育成施設使用料、市民会館施設使用料など
農林水産局	8	14	7	7	集落排水処理施設使用料、市場使用料、施設使用料など
住宅都市局	3	7	3	4	公園使用料、霊園管理料、市営住宅使用料など
道路下水道局	5	10	-	10	水洗便所改造資金貸付金、放置自転車売却代金など
水道局	2	2	-	2	水道料金、契約解除違約金
交通局	2	2	1	1	給与等返納金、駅外発売プリペイドカード代金債権
教育委員会	4	10	4	6	幼稚園保育料、学校給食費、地域改善対策奨学金など
東区	4	11	7	4	障がい者医療に係る返納金、ひとり親医療に係る返還金、子ども医療に係る返還金、不当利得返還請求権(国保)、児童扶養手当の過誤払等に係る返納金、老人保健医療に係る返還金、高齢者用電話使用料立替え、身体障がい者福祉電話個人負担金、保険者が代位取得した第三者に対する損害賠償請求権(国保)など
博多区	6	13	7	6	
中央区	4	14	9	5	
南区	4	13	9	4	
城南区	4	12	8	4	
早良区	7	17	10	7	
西区	6	17	11	6	
合 計	89 課	190 債権	101	89	

(2) 調査票調査の結果

ア 債権管理台帳の作成状況

平成23年度から平成27年度までに収入未済があった調査対象の247債権のうち、管理対象債権が1件の場合などの理由により、債権管理台帳を作成していないものが7債権(全体の2.8%・金額ベースでは全体の0.2%)であったが、システム等による債権管理をはじめ、債権管理台帳を作成しているものが240債権(全体の97.2%・金額ベースでは全体の99.8%)となっており、大半の債権で債権管理台帳が作成されている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権	構成比	非強制徴収債権					
					計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
台帳有り	240 債権	97.2%	55 債権	96.5%	185 債権	97.4%	100 債権	99.0%	85 債権	95.5%
	(15,082,484)	99.8%	(9,111,183)	100.0%	(5,971,301)	99.4%	(1,479,616)	100.0%	(4,491,685)	99.2%
システム	77 債権	31.2%	31 債権	54.4%	46 債権	24.2%	28 債権	27.7%	18 債権	20.2%
	(14,144,945)	93.6%	(9,047,882)	99.3%	(5,097,063)	84.9%	(1,381,561)	93.4%	(3,715,502)	82.1%
エクセルファイル	124 債権	50.2%	16 債権	28.1%	108 債権	56.8%	54 債権	53.5%	54 債権	60.7%
	(316,941)	2.1%	(33,970)	0.4%	(282,971)	4.7%	(92,782)	6.3%	(190,189)	4.2%
紙台帳	30 債権	12.1%	3 債権	5.3%	27 債権	14.2%	17 債権	16.8%	10 債権	11.2%
	(93,881)	0.6%	(24,458)	0.3%	(69,423)	1.2%	(4,952)	0.3%	(64,471)	1.4%
その他(紙台帳、 システムの併用など)	9 債権	3.6%	5 債権	8.8%	4 債権	2.1%	1 債権	1.0%	3 債権	3.4%
	(526,717)	3.5%	(4,873)	0.1%	(521,844)	8.7%	(321)	0.0%	(521,523)	11.5%
台帳なし	7 債権	2.8%	2 債権	3.5%	5 債権	2.6%	1 債権	1.0%	4 債権	4.5%
	(36,644)	0.2%	(1,474)	0.0%	(35,170)	0.6%	(78)	0.0%	(35,092)	0.8%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

イ 督促手続の実施状況

調査した 247 債権のうち、督促状を送付しているものが 162 債権(全体の 65.6%・金額ベースでは全体の 99.8%)となっているが、業務体制上の理由等により督促行為をしていないものが 63 債権(全体の 25.5%・金額ベースでは全体の 0.2%)、督促状の要件を満たしていない書類によるものなどの、その他督促行為をしているものが 22 債権(全体の 8.9%・金額ベースでは全体の 0.0%)となっている。

※ 督促

公法上の債権については、債務者が納期限までに債務を履行しない場合に期限を指定してその履行を催告する行政処分(自治法第 231 条の 3 第 2 項)であり、私法上の債権については、債務者が履行期限までに債務を履行しない場合に期限を指定してその履行を催告する行為(地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第 171 条)であり、いずれも時効中断の効果がある。

なお、福岡市の債権管理マニュアルにおいては、公法上の債権及び私法上の債権ともに原則として、督促状は、納期限後 20 日以内に発付し、その発付の日から 10 日以内の期限を指定することとしている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権		非強制徴収債権					
			債権数	構成比	計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
督促状を送付している	162 債権	65.6%	51 債権	89.5%	111 債権	58.4%	60 債権	59.4%	51 債権	57.3%
	(15,090,968)	99.8%	(9,110,922)	100.0%	(5,980,046)	99.6%	(1,465,712)	99.1%	(4,514,334)	99.7%
その他督促行為をしている	22 債権	8.9%	1 債権	1.8%	21 債権	11.1%	7 債権	6.9%	14 債権	15.7%
	(3,452)	0.0%	(0)	0.0%	(3,452)	0.1%	(1,497)	0.1%	(1,955)	0.0%
督促行為をしていない	63 債権	25.5%	5 債権	8.8%	58 債権	30.5%	34 債権	33.7%	24 債権	27.0%
	(24,708)	0.2%	(1,735)	0.0%	(22,973)	0.4%	(12,485)	0.8%	(10,488)	0.2%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

ウ 催告の実施状況

調査した 247 債権のうち、文書送付等の催告をしているものが 230 債権(全体の 93.1%・金額ベースでは全体の 99.8%)となっている。所在不明等の理由により催告をしていないものが 17 債権(全体の 6.9%・金額ベースでは全体の 0.2%)となっているが、大半の債権で催告は行われている。

※ 催告

債務者が督促で指定された期限までに債務を履行しない場合、必要に応じて催告(二度目以降の債務の履行の請求)を行うこととなるが、法令に定めがあるものではなく、催告だけでは時効中断の効果はない。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権	構成比	非強制徴収債権					
					計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
催告している	230 債権	93.1%	51 債権	89.5%	179 債権	94.2%	98 債権	97.0%	81 債権	91.0%
	(15,086,779)	99.8%	(9,110,921)	100.0%	(5,975,858)	99.5%	(1,478,135)	99.9%	(4,497,723)	99.4%
文書送付	161 債権	65.2%	23 債権	40.4%	138 債権	72.6%	77 債権	76.2%	61 債権	68.5%
	(7,195,564)	47.6%	(1,654,773)	18.2%	(5,540,791)	92.2%	(1,452,725)	98.2%	(4,088,066)	90.3%
電話	30 債権	12.2%	7 債権	12.3%	23 債権	12.1%	14 債権	13.9%	9 債権	10.1%
	(23,516)	0.2%	(4,023)	0.0%	(19,493)	0.3%	(15,581)	1.1%	(3,912)	0.1%
訪問	2 債権	0.8%	1 債権	1.8%	1 債権	0.5%	0 債権	0.0%	1 債権	1.1%
	(60,334)	0.4%	(0)	0.0%	(60,334)	1.0%	(0)	0.0%	(60,334)	1.3%
その他(文書送付, 電話併用等)	37 債権	15.0%	20 債権	35.1%	17 債権	8.9%	7 債権	6.9%	10 債権	11.2%
	(7,807,365)	51.6%	(7,452,125)	81.8%	(355,240)	5.9%	(9,829)	0.7%	(345,411)	7.6%
催告していない	17 債権	6.9%	6 債権	10.5%	11 債権	5.8%	3 債権	3.0%	8 債権	9.0%
	(32,349)	0.2%	(1,736)	0.0%	(30,613)	0.5%	(1,559)	0.1%	(29,054)	0.6%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

エ 延滞金，遅延損害金の徴収状況

督促状を送付していると回答があった162債権のうち，延滞金，遅延損害金を徴収しているものは40債権(全体の24.7%・金額ベースでは全体の60.0%)となっており，その内訳は下水道使用料，介護保険料，国民健康保険料など強制徴収債権が25債権，学校給食費，市営住宅使用料，水洗便所改造資金貸付金など非強制徴収債権が15債権となっている。

上記以外の122債権(全体の75.3%・金額ベースでは全体の40.0%)については，減免の取扱いなどを理由に延滞金，遅延損害金を徴収していない状況となっている。

※ 延滞金

分担金，使用料，加入金，手数料，過料等の公法上の債権については，債務者が納期限までに債務を履行しない場合，督促をしたときは，条例の定めるところにより，延滞金を徴収することができる(自治法第231条の3第2項)とされており，本市では，当初の納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ，滞納金に一定の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収することとしている(税外収入金の督促及び延滞金条例第4条)。ただし，個別に法律又は条例に延滞金に関する規定がある場合は，その規定による。

※ 遅延損害金

私法上の債権については，自治法に規定がないことから，延滞金を徴収することはできないが，契約書や民法等の規定により，金銭債務の不履行に対する損害賠償金として，本市では遅延損害金を徴収することとしている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権	構成比	非強制徴収債権					
					計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
徴収している	40 債権	24.7%	25 債権	49.0%	15 債権	13.5%	7 債権	11.7%	8 債権	15.7%
	(9,055,487)	60.0%	(8,406,863)	92.3%	(648,624)	10.8%	(260,424)	17.8%	(388,200)	8.6%
徴収していない	122 債権	75.3%	26 債権	51.0%	96 債権	86.5%	53 債権	88.3%	43 債権	84.3%
	(6,035,481)	40.0%	(704,059)	7.7%	(5,331,422)	89.2%	(1,205,288)	82.2%	(4,126,134)	91.4%
合計	162 債権	100.0%	51 債権	100.0%	111 債権	100.0%	60 債権	100.0%	51 債権	100.0%
	(15,090,968)	100.0%	(9,110,922)	100.0%	(5,980,046)	100.0%	(1,465,712)	100.0%	(4,514,334)	100.0%

注) 表中の構成比は，表示単位未満を四捨五入した。したがって，各区分と合計が一致しない場合がある。

オ 財産調査等の実施状況

調査した 247 債権のうち、財産調査を実施しているものは 37 債権(全体の 15.0%・金額ベースでは全体の 76.8%), 居所不明者調査を実施しているものは 67 債権(全体の 27.1%・金額ベースでは全体の 94.1%), 相続人調査を実施しているものは 18 債権(全体の 7.3%・金額ベースでは全体の 9.7%)となっている。

(ア) 財産調査を実施しているもの

保育料, 下水道使用料, 介護保険料, 国民健康保険料など強制徴収債権が 21 債権, 学校給食費, 母子父子寡婦福祉資金貸付金, 児童扶養手当の過誤払等に係る返納金など非強制徴収債権が 16 債権となっている。

(イ) 居所不明者調査を実施しているもの

保育料, 下水道使用料, 介護保険料, 国民健康保険料など強制徴収債権が 20 債権, 留守家庭子ども会利用料, 生活保護返還金・徴収金, し尿処理手数料, 母子父子寡婦福祉資金貸付金など非強制徴収債権が 47 債権となっている。

(ウ) 相続人調査を実施しているもの

介護保険料など強制徴収債権が 2 債権, 集落排水施設使用料, 霊園管理料, 学校給食費, 災害援護資金貸付金, 市営住宅使用料など非強制徴収債権が 16 債権となっている。

(単位 千円)

調査種別	区分	債権数		内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
		(H27収入未済額)	構成比	強制徴収債権		非強制徴収債権					
				債権数	構成比	計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
財産調査	実施している	37 債権	15.0%	21 債権	36.8%	16 債権	8.4%	10 債権	9.9%	6 債権	6.7%
		(11,606,081)	76.8%	(8,579,141)	94.1%	(3,026,940)	50.4%	(272,038)	18.4%	(2,754,902)	60.9%
	実施していない	176 債権	71.3%	24 債権	42.1%	152 債権	80.0%	84 債権	83.2%	68 債権	76.4%
		(3,060,692)	20.2%	(385,350)	4.2%	(2,675,342)	44.5%	(1,199,478)	81.1%	(1,475,864)	32.6%
	対象案件なし	34 債権	13.8%	12 債権	21.1%	22 債権	11.6%	7 債権	6.9%	15 債権	16.9%
	(452,355)	3.0%	(148,166)	1.6%	(304,189)	5.1%	(8,178)	0.6%	(296,011)	6.5%	
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%	
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%	
居所不明者調査	実施している	67 債権	27.1%	20 債権	35.1%	47 債権	24.7%	27 債権	26.7%	20 債権	22.5%
		(14,227,124)	94.1%	(8,480,328)	93.1%	(5,746,796)	95.7%	(1,398,369)	94.5%	(4,348,427)	96.1%
	実施していない	140 債権	56.7%	25 債権	43.9%	115 債権	60.5%	67 債権	66.3%	48 債権	53.9%
		(785,095)	5.2%	(628,873)	6.9%	(156,222)	2.6%	(79,138)	5.3%	(77,084)	1.7%
	対象案件なし	40 債権	16.2%	12 債権	21.1%	28 債権	14.7%	7 債権	6.9%	21 債権	23.6%
	(106,909)	0.7%	(3,456)	0.0%	(103,453)	1.7%	(2,187)	0.1%	(101,266)	2.2%	
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%	
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%	
相続人調査	実施している	18 債権	7.3%	2 債権	3.5%	16 債権	8.4%	4 債権	4.0%	12 債権	13.5%
		(1,470,345)	9.7%	(167,698)	1.8%	(1,302,647)	21.7%	(268,480)	18.1%	(1,034,167)	22.8%
	実施していない	184 債権	74.5%	41 債権	71.9%	143 債権	75.3%	85 債権	84.2%	58 債権	65.2%
		(10,670,680)	70.6%	(8,703,866)	95.5%	(1,966,814)	32.7%	(1,202,779)	81.3%	(764,035)	16.9%
	対象案件なし	45 債権	18.2%	14 債権	24.6%	31 債権	16.3%	12 債権	11.9%	19 債権	21.3%
	(2,978,103)	19.7%	(241,093)	2.6%	(2,737,010)	45.6%	(8,435)	0.6%	(2,728,575)	60.3%	
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%	
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%	

注) 表中の構成比は, 表示単位未満を四捨五入した。したがって, 各区分と合計が一致しない場合がある。

カ 滞納処分，強制執行の実施状況

調査した 247 債権のうち，滞納処分(差押，換価等)，強制執行を実施しているものは 25 債権(全体の 10.1%・金額ベースでは全体の 61.2%)となっており，その内訳は，保育料，下水道使用料，介護保険料，国民健康保険料など強制徴収債権が 22 債権，学校給食費，市営住宅使用料など非強制徴収債権が 3 債権となっている。

※ 滞納処分

督促を行っても納付されない場合の処分で，差押，換価等の手続を行う。

※ 強制執行

債務名義を取得した債権について，債務者に差し押さえることができる財産がある場合に，裁判所に強制執行を申し立て，債務者の財産から強制的に徴収することをいう。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権		非強制徴収債権					
			債権数	構成比	計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
実施している	25 債権	10.1%	22 債権	38.6%	3 債権	1.6%	1 債権	1.0%	2 債権	2.2%
	(9,257,090)	61.2%	(8,890,030)	97.6%	(367,060)	6.1%	(257,550)	17.4%	(109,510)	2.4%
実施していない	159 債権	64.4%	22 債権	38.6%	137 債権	72.1%	80 債権	79.2%	57 債権	64.0%
	(5,634,881)	37.3%	(73,311)	0.8%	(5,561,570)	92.6%	(1,200,772)	81.2%	(4,360,798)	96.3%
対象案件なし	63 債権	25.5%	13 債権	22.8%	50 債権	26.3%	20 債権	19.8%	30 債権	33.7%
	(227,157)	1.5%	(149,316)	1.6%	(77,841)	1.3%	(21,372)	1.4%	(56,469)	1.2%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は，表示単位未満を四捨五入した。したがって，各区分と合計が一致しない場合がある。

キ 条例による債権放棄の実施状況

債権管理条例第7条の規定により、非強制徴収債権について、私法上の債権の消滅時効に係る時効期間が満了したときなど、強制執行によっても債権回収の可能性がないと見込まれる場合には議決を経ずに当該債権を放棄することができることになっている。条例により債権放棄を実施しているものは、市営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、水道料金など22債権(全体の24.7%・金額ベースでは全体の70.5%)となっている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権		非強制徴収債権					
			債権数	構成比	計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
実施している	22 債権	24.7%	-	-	22 債権	24.7%	-	-	22 債権	24.7%
	(3,190,728)	70.5%	-	-	(3,190,728)	70.5%	-	-	(3,190,728)	70.5%
実施していない	39 債権	43.8%	-	-	39 債権	43.8%	-	-	39 債権	43.8%
	(1,286,321)	28.4%	-	-	(1,286,321)	28.4%	-	-	(1,286,321)	28.4%
対象案件なし	28 債権	31.5%	-	-	28 債権	31.5%	-	-	28 債権	31.5%
	(49,728)	1.1%	-	-	(49,728)	1.1%	-	-	(49,728)	1.1%
合計	89 債権	100.0%	-	-	89 債権	100.0%	-	-	89 債権	100.0%
	(4,526,777)	100.0%	-	-	(4,526,777)	100.0%	-	-	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

ク 不納欠損の実施状況

調査した 247 債権のうち、不納欠損を実施しているものは 151 債権 (全体の 61.1%・金額ベースでは全体の 90.7%)、うち強制徴収債権が 43 債権、非強制徴収債権が 108 債権となっている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)		内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))								
			構成比	強制徴収債権		非強制徴収債権					
						計	構成比	公法上		私法上	
実施している	151 債権	61.1%	43 債権	75.4%	108 債権	56.8%	72 債権	71.3%	36 債権	40.4%	
	(13,715,278)	90.7%	(9,052,098)	99.3%	(4,663,180)	77.6%	(1,471,308)	99.4%	(3,191,872)	70.5%	
実施していない	96 債権	38.9%	14 債権	24.6%	82 債権	43.2%	29 債権	28.7%	53 債権	59.6%	
	(1,403,850)	9.3%	(60,559)	0.7%	(1,343,291)	22.4%	(8,386)	0.6%	(1,334,905)	29.5%	
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%	
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%	

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

ケ マニュアルの作成状況

調査した 247 債権について、財政局が策定した債権管理マニュアル以外に事務処理について定めているものは 105 債権(全体の 42.5%・金額ベースでは全体の 84.2%),うち強制徴収債権が 37 債権,非強制徴収債権が 68 債権となっている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権	構成比	非強制徴収債権					
					計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
作成している	105 債権	42.5%	37 債権	64.9%	68 債権	35.8%	34 債権	33.7%	34 債権	38.2%
	(12,736,538)	84.2%	(8,410,054)	92.3%	(4,326,484)	72.0%	(354,978)	24.0%	(3,971,506)	87.7%
作成していない	142 債権	57.5%	20 債権	35.1%	122 債権	64.2%	67 債権	66.3%	55 債権	61.8%
	(2,382,590)	15.8%	(702,603)	7.7%	(1,679,987)	28.0%	(1,124,716)	76.0%	(555,271)	12.3%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

コ 職員研修の実施状況

調査した 247 債権について、債権管理の担当者に対し、債権管理事務に関して何らかの研修が行われているものは 121 債権(全体の 49.0%・金額ベースでは全体の 94.2%)、研修が行われていないものは 126 債権(全体の 51.0%・金額ベースでは全体の 5.8%) となっている。

(単位 千円)

区 分	債権数 (H27収入未済額)	構成比
実施している	121 債権	49.0%
	(14,236,230)	94.2%
自課研修を実施, かつ, 他課等研修を活用	12 債権	4.9%
	(7,452,622)	49.3%
自課研修を実施	8 債権	3.2%
	(456)	0.0%
他課等研修を活用	101 債権	40.9%
	(6,783,152)	44.9%
実施していない	126 債権	51.0%
	(882,898)	5.8%
合 計	247 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

サ 民間委託の実施状況

債権管理業務の民間委託を実施しているものは37債権(全体の15.0%・金額ベースでは全体の70.2%),うち強制徴収債権が17債権,非強制徴収債権が20債権となっている。

(単位 千円)

区分	債権数 (H27収入未済額)	構成比	内 訳(上段:債権数 下段:(H27収入未済額))							
			強制徴収債権	構成比	非強制徴収債権					
					計	構成比	公法上	構成比	私法上	構成比
実施している	37 債権	15.0%	17 債権	29.8%	20 債権	10.5%	7 債権	6.9%	13 債権	14.6%
	(10,613,396)	70.2%	(7,654,102)	84.0%	(2,959,294)	49.3%	(6,253)	0.4%	(2,953,041)	65.2%
実施していない	210 債権	85.0%	40 債権	70.2%	170 債権	89.5%	94 債権	93.1%	76 債権	85.4%
	(4,505,732)	29.8%	(1,458,555)	16.0%	(3,047,177)	50.7%	(1,473,441)	99.6%	(1,573,736)	34.8%
合計	247 債権	100.0%	57 債権	100.0%	190 債権	100.0%	101 債権	100.0%	89 債権	100.0%
	(15,119,128)	100.0%	(9,112,657)	100.0%	(6,006,471)	100.0%	(1,479,694)	100.0%	(4,526,777)	100.0%

注) 表中の構成比は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、各区分と合計が一致しない場合がある。

2 実地調査

税外債権を管理する各所管課において、監査の着眼点を踏まえて、①滞納者に対する督促、催告の実施状況、②延滞金、遅延損害金の徴収状況、また、非強制徴収債権については、③強制執行の実施状況、④債権管理条例に基づく債権放棄の実施状況など、債権の管理状況について関係書類の確認及び担当職員へのヒアリングによる実査を行い、現状における課題や問題点などを確認した。

(1) 実地調査の対象課及び債権

調査票調査を実施した中から、以下の要件に該当する課を抽出することとし、強制徴収債権については12局区等の26課が管理する36債権、非強制徴収債権については19局区等の55課が管理する98債権、合計で19局区等の59課が管理する134債権について実地調査を行った(22課は共通のため対象課としては59課)。

ア 平成23年度から平成27年度までの全ての年度において収入未済(未済額1万円以上)のある債権を管理する所管課(ただし滞納繰越分のみの場合を除く)

イ 調査票の内容で特に確認を要する所管課

局区名	強制徴収債権		非強制徴収債権	
	課数	債権数	課数	債権数
総務企画局	—	—	1 課	1
市民局	—	—	3 課	5
こども未来局	2 課	3	3 課	5
保健福祉局	4 課	1	7 課	13
環境局	—	—	2 課	3
経済観光文化局	—	—	2 課	4
農林水産局	1 課	1	5 課	8
住宅都市局	1 課	2	3 課	7
道路下水道局	1 課	2	1 課	1
水道局	—	—	1 課	1
交通局	—	—	1 課	1
教育委員会	—	—	2 課	2
東区	2 課	3	3 課	6
博多区	3 課	6	5 課	8
中央区	2 課	3	3 課	8
南区	2 課	3	3 課	7
城南区	2 課	3	3 課	5
早良区	3 課	4	3 課	6
西区	3 課	5	4 課	7
	26 課	36	55 課	98

(2) 実地調査の結果

各所管課での債権管理の状況はおおむね適正に行われていたが、一部の債権について次のような検討、改善を要する事例が見受けられた。一方で、様々な工夫をしながら効果的・効率的な債権管理に取り組んでいる事例も見受けられた。

ア 債権管理台帳の作成状況

債権管理をするための台帳は作成されているが、債権管理条例等で必要とされている債権の発生日、督促の指定期限や延滞金、時効に関する事等の記載がないものが複数の債権で見受けられた。

イ 督促手続の実施状況

簡易な催告の文書を添付した納付書を交付するのみで督促状を交付していないもの、文書での督促行為は行わず、口頭での催告のみのもの及び再請求の納入通知書をもって督促状の送付としているものなどが見受けられた。

公法上の債権について、督促状に審査請求等の教示や延滞金に関する事項が記載されていないものや複数月分の未納に係る督促状をまとめて送付しているものなど、督促状の送付時期や指定期限の取扱いが税外収入金条例の規定どおりに行われていないものなどが見受けられた。

私法上の債権について、当該事務のマニュアルや本庁所管課から滞納整理に関する取扱いが示されているが、督促状の送付時期や指定期限の取扱いが区によって異なっているものなどが見受けられた。

ウ 催告の実施状況

催告書の送付，滞納者との面談，電話での催告等の一連の経過を滞納者ごとに詳細に記録している事例，また，債権回収担当嘱託員を増員して体制を強化し，在宅率の高い夜間の訪問や滞納状況に応じて訪問頻度を高めるなど効果的な催告に取り組んでいる事例，訪問時の連絡票を個々の状況に合わせた内容で投函，法的措置予告を含む催告など，効果的な催告を工夫している事例などが見受けられた。

エ 延滞金，遅延損害金の徴収状況

延滞金，遅延損害金の徴収については，減免の取扱いについての方針決定がされていないにもかかわらず，徴収していないものや，貸付金の元本や施設使用料などの回収を優先しているとして徴収していないものなどが見受けられた。

オ 財産調査等の実施状況

非強制徴収債権については，調査権に法令の定めがなく任意の調査となっていることから，調査に際し相手の同意書が必要となるものであるが，事務の手間がかかること等の理由により財産調査等を行っていないものが見受けられた。

カ 滞納処分，強制執行の実施状況

強制徴収債権について，平成25年度の預金照会システムの導入が，効率的な財産調査の実施につながった事例や，以前は5区で実施していた滞納処分を平成29年度からは全区で実施している事例など，滞納処分に力を入れて取り組んでいるものが見受けられた。

キ 条例による債権放棄の実施状況

私法上の債権について，平成28年度に平成14年度から平成24年度までの未収金債権の債権放棄を実施した事例や本庁所管課が作成した債権放棄手続き等ガイドラインに従い債権放棄を実施した事例など，複数の課で債権管理条例の規定により債権放棄を実施していた。

ク 不納欠損の実施状況

時効の起算点について，本市の債権管理マニュアルにおいては，督促(時効の中断事由)を実施した場合はその事由が終了すると，その翌日から新たに消滅時効が進行する(民法第157条第1項)とあるが，請求当初の納期限からとしているもの，未納を生じた年度の年度末からとしているもの，督促状の送付日の翌日からとしているものなど，債権によって取扱いが異なっており，また，同一種別の債権について所属ごとに取扱いが異なるものが見受けられた。

ケ マニュアルの作成状況

事務処理マニュアル等は作成しておらず、事務処理全体の流れが整理できていないため、督促、催告等の事務が十分に実施できていないもの、また、本庁所管課作成の滞納整理に関する方針はあるが各区への通知がされておらず、十分には活用されていないものなどが見受けられた。

一方で、各区で行う債権管理業務について、局の所管課が関係債権の種別に応じた事務の取扱いを整理したことにより、督促・催告事務等の改善へつながった事例も見受けられた。

コ 職員研修の実施状況

所管課に対しヒアリングをする中で、債権管理マニュアルをはじめ、担当者の基本的な理解が十分とは言い難い状況が見受けられており、専門性向上について積極的に取り組むことが必要な状況にある。

サ 民間委託の実施状況

初期滞納対策として、電話催告業務(コールセンター)を民間に委託し、電話による未納者への納付勧奨を行っている事例、また、収納率の向上を図るため、未収金回収業務自体を民間へ委託し、滞納繰越分は民間委託により、現年度分は償還指導の嘱託員により回収を図っている事例などが見受けられた。

シ 収納率向上の取組み

滞納発生 of 未然防止のため、口座振替への積極的な勧奨を行い、口座加入率を向上させる取組みを行っている事例、督促状の日付の管理をできるようにするなどのシステムの機能改修を行い、滞納者に対して迅速かつ適切に納付指導を行うようことができるようになった事例、また、長期滞納者に対する法的措置として支払督促に取り組んでいる事例などが見受けられた。

監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

平成26年2月に債権管理マニュアルが策定され、また、同年4月に債権管理条例が施行されてから平成29年度で4年になる。これまで、全庁的な債権管理の適正化、徴収強化に向けた取組みが行われ、収入未済額は減少傾向にあるが、依然多額となっている。そのため、本市の歳入向上推進本部では、主要な税外債権について具体的な目標値を定めるなどして、さらなる収納率の向上や収入未済額の縮減に向けた取組みが進められているところである。

今回の監査では、各所管課での債権管理の状況について、債権管理マニュアル等に基づく債権管理の仕組みに則って適正に行われているかを主眼として実施したところ、債権管理の適正化等に向けた全庁的な取組みによりおおむね適正に行われていたものである。

しかしながら、収入未済の発生件数や金額が比較的小規模な債権等を管理する所管課において、一部に不適切な事務処理が見受けられた。

市が保有する債権を適正に管理し、滞納対策等を適切に実施することは、市民負担の公平性及び歳入確保の観点から重要であり、所管部局におかれては、今回の監査結果を真摯に受け止め、以下に掲げる事項について検討し、改善に取り組まれることを要望するものである。

1 債権管理の基本的な事務処理の推進

債権管理にあたっては、債権管理台帳を整備し、債務者ごとに発生年月日や発生原因、督促や時効に関する事項等の記録を作成することが必要である。これは適正に債権回収を進めるための基本となるものであり、時効の成否を判断する上でも不可欠な情報であるが、必要な事項が記載されていない状況が見受けられた。

また、滞納者に対する督促は、時効中断の効力を有し以後の延滞金等の徴収や滞納処分等の前提となるものであるが、督促を適正に行っていないものや同種の債権を管理する所管課ごとに取扱いが異なっているなど、一部に不適切な事務処理が見受けられた。

このため、債権管理に関する基本的な事項や手順に基づいて、適正に事務処理が進められるよう次のことに取り組まれない。

(1) 債権管理に関する事務処理マニュアルの整備

債権管理を適正かつ円滑に進めるにあたっては、債権管理を含む業務全体の手続の流れを整理し、債権管理に関する基本的な事務処理を確立して組織

的に進めていく必要がある。その上で事務処理マニュアルの整備は有効と考えられるため、未整備の所管課においては、債権管理に係る業務量等に応じた事務処理マニュアルの整備を検討するとともに、整備済みの所管課においても、財政局が策定した債権管理マニュアルと整合がとれ、実務に即した内容となっているか改めて確認されたい。

(2) 債権管理に関する研修の拡充

財政局が策定した債権管理マニュアルは、本市の非強制徴収債権の管理に関する手順及び法令解釈を示し、債権管理に関する基本的な事項や手順について理解できる有意義な内容となっているが、所管課に対しヒアリングをすす中で、担当者の債権管理マニュアルをはじめとする基本的な理解が十分とは言えない状況が見受けられた。

一部の不適切な事務処理については、複雑な債権管理事務に関する担当者の専門的知識や実務経験の不足もあると考えられる。一方で、債権管理に関する研修が行われているのは半数以下となっていることから、専門性向上のため財政局及び各所管部局による債権管理に関する研修機会の拡大や研修内容の一層の充実に努められたい。

2 債権管理に関する民間委託活用の検討

債権管理については、初期滞納対策などで民間委託を活用している事例が見受けられた。費用対効果等を踏まえ、滞納者や滞納債権の件数が一定数以上存在し、一定規模の定型化した業務で民間のノウハウを活かせるような場合には、事務の集約化を含め、民間委託の活用により効果的・効率的な債権管理の実施につながることを期待できる。現状において徴収に向けた取組みが十分にできていない債権等については、民間委託活用の可能性について検討されたい。

28年度・29年度行政監査実査対象課及び対象債権

ア 強制徴収債権

局区名	課名	債権名
こども未来局	こども家庭課	母子生活支援施設個人負担金
		助産施設個人負担金
	運営支援課	保育料 ※
保健福祉局	医療年金課	後期高齢者医療保険料 ※
	国民健康保険課	国民健康保険料 ※
	介護福祉課	介護保険料 ※
	障がい者施設支援課	介護給付費返還(障がい福祉サービス分)
農林水産局	漁港課	漁港施設使用料
住宅都市局	地域計画課	戦災復興土地区画整理事業清算金
		筥崎土地区画整理事業清算金
道路下水道局	下水道料金課	下水道使用料
		下水道事業受益者負担金
各区	福祉・介護保険課	介護保険料 ※
	保険年金課	後期高齢者医療保険料 ※
		国民健康保険料 ※
博多区	維持管理課	道路占用料
		道路占用料(屋台営業用)
		河川占用料・水路使用料
早良区	維持管理課	道路占用料
西区	管理調整課	事故に伴う原因者負担金
		道路占用料
合計	実査実施課数	26課
	債権数	36債権

イ 非強制徴収債権

局区名	課名	債権名	種別	
			公法上	私法上
総務企画局	人事課	給与等返納金	○	
市民局	公民館支援課	地域交流センター施設使用料	○	
	スポーツ振興課	市民体育館使用料	○	
		地区体育施設使用料	○	
		社領スポーツ広場使用料	○	
	地域施策課	若年者専修学校等技能習得資金貸付金		○
子ども未来局	こども家庭課	児童扶養手当の過誤払等に係る返納金	○	
		母子福祉寡婦福祉資金貸付金 ※		○
	放課後こども育成課	留守家庭子ども会利用料	○	
	こども発達支援課	市立障がい児通所施設支援費用		○
		特別支援学校放課後等支援事業利用料		○
保健福祉局	総務課	災害援護資金貸付金 ※		○
		市災害援護臨時貸付金 ※		○
	医療年金課	子ども医療に係る高額療養費返還金	○	
		ひとり親家庭等医療に係る高額療養費返還金	○	
		重度障がい者医療に係る高額療養費返還金	○	
		老人保健医療に係る返還金		○
	国民健康保険課	保険者が代位取得した第三者に対する損害賠償請求権		○
	地域医療課	急患診療所等使用料		○
	障がい者在宅支援課	心身障害者扶養共済掛金		○
		給付費返還(地域生活支援事業(移動支援分))		○
	障がい者施設支援課	地域活動支援センター等補助金		○
	保護課	生活保護返還金・徴収金 ※	○	
		生活保護世帯等一時貸付金		○

環境局	環境政策課	平成20年度エコ発する事業補助金精算返納金		○
	収集管理課	し尿処理手数料	○	
		家庭系ごみ処理手数料	○	
経済観光文化局	創業・大学連携課	創業者育成施設使用料	○	
		創業者育成施設光熱水費・空調使用料		○
	文化施設課	福岡市民会館施設使用料	○	
		福岡市音楽・演劇練習場使用料	○	
農林水産局	農業振興課	田園スポーツ広場使用料	○	
	漁港課	集落排水処理施設使用料	○	
	政策企画課	農村センター目的外使用許可使用料	○	
	青果市場	施設使用料	○	
		電気料		○
		水道料		○
	鮮魚市場	市場使用料	○	
施設使用料			○	
住宅都市局	地域計画課	保留床処分金		○
	みどり運営課	有料施設使用料	○	
		公園使用料	○	
		霊園管理料	○	
	住宅管理課	市営住宅使用料 ※		○
		弁償金		○
住宅新築資金等貸付金償還金 ※			○	
道路下水道局	下水道料金課	水洗便所改造資金貸付金		○
水道局	営業管理課	水道料金		○
交通局	営業課	駅外発売プリペイドカード代金債権		○

教育委員会	健康教育課	学校給食費 ※	○	○
	人権・同和教育課	地域改善対策奨学金 ※		○
各区	福祉・介護保険課	高齢者用電話使用料立替え		○
		身体障がい者福祉電話個人負担金		○
	子育て支援課	児童扶養手当の過誤払等に係る返納金	○	
	保険年金課	不当利得返還請求権	○	
保険者が代位取得した第三者に対する損害賠償請求権			○	
5区(博多区, 城南区以外)	子育て支援課	児童手当(子ども手当)の過誤払等に係る返納金	○	
博多区	保険年金課	老人保健医療に係る返還金		○
	生涯学習推進課	市民センター使用料	○	
	維持管理課	工事契約解除に伴う違約金		○
中央区	福祉・介護保険課	特別障害者手当長期入院による資格喪失に伴う返戻金	○	
		外国人高齢者給付金返還金		○
南区	保険年金課	ひとり親医療に係る返還金	○	
西区	生涯学習推進課	市民センター使用料	○	
合計	実査実施課数	55課		
	債権数	98債権		

注1) 強制徴収債権の所管課26課, 非強制徴収債権の所管課55課のうち, 22課は共通のため, 対象課としては59課

注2) 共通の22課は, こども未来局こども家庭課, 保健福祉局医療年金課, 国民健康保険課, 障がい者施設支援課, 農林水産局漁港課, 住宅都市局地域計画課, 道路下水道局下水道料金課, 博多区維持管理課及び各区福祉・介護保険課, 保険年金課

注3) ※の債権は, 福岡市歳入向上推進本部会議において, 主要税外12債権として, 収納率の向上又は収入未済額の縮減を指標とする取組みが進められている債権

注4) 学校給食費のうち, 公法上の債権は児童・生徒の給食費, 私法上の債権は児童・生徒の給食費にかかる滞納処分費及び教職員の給食費